奈良県告示第百二十一号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第十二条の規定により、農用地の土壌及び農作物の特定有害物質による汚染の状況を調査測定した結果は、次のとおりである。

平成二十三年六月七日

奈良県知事　荒　井　正　吾

平成二十二年度土壌汚染防止対策概況調査

特定有害物質の種類	土壌		農作物	
	地目	濃度（ppm）	地点数	作物	濃度（ppm）	点数
カドミウム	水田	○・○九～○・二七	十五	玄米	○・○五～○・二〇	十二
	普通畑	○・○六～○・二三	七	だいこん、ねぎ、きくな、チンゲンサイ、こまつな	○・○○～○・○三	六
	樹園地	○・○五～○・一六	五	かき、みかん、もも	○・○○～○・○○	三
銅	水田	一・一～六・二	十五	玄米	○・○○～二二・九一	十二
	普通畑	○・一～二・八	七	だいこん、ねぎ、きくな、チンゲ	○・○○～○・○九	六

	樹園地	一・八～二三・五	〇・〇〇～〇・〇七三	三	
		五			ンサイ、こまつな
ヒ素	水田	〇・一～一・〇	十五	玄米	
	普通畑	〇・〇～一・一	七	だいこん、ねぎ、きくな、チンゲンサイ、こまつな	〇・〇〇～〇・〇七
	樹園地	〇・一～一・〇	五	かき、みかん、もも	〇・〇一～〇・〇三

備考　調査測定は、県下の農用地のうち水田十五地点、普通畑七地点及び樹園地五地点を対象とした。